

第1条 京都大学医学研究科並びに医学部附属病院（以下「病院」という。）において行う病理診断の受託及び料金については、この規程の定めるところによる。

第2条 京都大学医学研究科において受託する病理診断の種類は、別表1のとおりとする。

2 病院において受託する病理診断は、病理診断を委託する者を保険医療機関に限るものとし、病理診断の種類は、別表2のとおりとする。

第3条 病理診断を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、所定の病理診断申込書に病理診断試料（以下「試料」という。）を添えて医学研究科長又は医学部附属病院長（以下「病院長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

第4条 病理診断料金は、別表1及び別表2のとおりとする。

第5条 委託者は、所定の期日までに病理診断料金を納付しなければならない。

2 一旦納付した病理診断料金は、返還しない。ただし、本学の都合により病理診断の受託を取り消し、又は変更した場合は、病理診断料金の全部又は一部を返還する。

第6条 委託者が病理診断料金を納付しないときは、病理診断受託の承認を取り消す。

第7条 病理診断が完了したときは、病理診断報告書を委託者に交付する。

第8条 病理診断の必要上、大学において試料の再度提出を求めた場合は、委託者は、速やかに試料を提出しなければならない。

2 前項により試料を提出した場合の病理診断料金は、徴収しない。

第9条 試料は、返還しない。ただし、本学の都合により病理診断の受託を取り消し、又は変更した場合は、試料の全部又は一部を返還する。

第10条 本学は、不可抗力の事由によって生じた試料の損害に対しては、一切責任を負わない。

第11条 総長は、以下の場合に委託者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。

(1) 規程の変更が、委託者の一般の利益に適合するとき。

(2) 規程の変更が、契約の目的に反せず、かつ、病理診断受託上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による規程の変更にあたり、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに医学部附属病院ホームページへの掲示その他の適切な方法により、委託者に周知するものとする。

第12条 この規程に定めるもののほか、病理診断の受託に必要な細目は、医学研究科にあっては医学研究科長が、病院にあっては病院長が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

#### 附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行し、平成14年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条及び第 4 条関係）

| 病理診断の種類  | 病理診断料金  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（令和 2 年厚生労働省告示第 5 7 号）により、同告示別表第 1 医科診療報酬点数表第 2 章第 1 3 部病理診断の区分に規定する点数に 1 0 円を乗じた後、消費税相当額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）とする。</li> <li>2. 委託者が作製した組織標本を診断する場合は、1 件につき 2 0 0 点として前項により算定した額とする。</li> </ol> |

別表 2（第 2 条及び第 4 条関係）

| 病理診断の種類   | 病理診断料金  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・電子顕微鏡病理組織標本作製</li> <li>・免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・迅速細胞診</li> <li>・細胞診</li> <li>・HER2 遺伝子標本作製</li> <li>・ALK 融合遺伝子標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成 3 0 年厚生労働省告示第 4 3 号）により、同告示別表第 1 医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）第 2 章第 1 3 部病理診断の区分に規定する点数に 1 0 円を乗じた後、消費税相当額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）とする。</li> <li>2. 保険医療機関間のデジタル病理画像の送受信及び受信側の保険医療機関における当該デジタル病理画像の観察による術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診については、1 件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製又は迅速細胞診の点数に 2 分の 1 を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算 2 の点数に 2 分の 1 を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</li> <li>3. 病理診断料について、委託者と保健医療機関間の連携による病理診断を行った場合は、1 件につき、医科点数表に規定する病理診断管理加算 2 の点数に 2 分の 1 を乗じた点数を加算して、第 1 項により算定した額とする。</li> </ol> |